

文明開化のシンボルとしての神功皇后札

印刷局局長・得能良介、世界への挑戦

陣内 恵梨

はじめに

イタリア出身の御雇い外国人エドアルド・キヨッソーネは、明治天皇の肖像画を描き、それが丸木利陽によって写真撮影された御真影になったことで著名な人物である。キヨッソーネはそのほかに神功皇后像（以下、キヨッソーネ神功皇后像と称す）を描き、起業公債・切手・紙幣などに用いられている。ここでは、その中で最も早い時期に具体案が提出され⁽¹⁾、1878（明治11）年に原版が完成した「改造紙幣（以下、神功皇后札）」【図 1】を考察の対象としている。

先行研究では、これまでに「国家の顔」である紙幣に神功皇后が選ばれた理由について、「三韓征伐」イデオロギーを下敷きとした「朝鮮半島に対する侵略意識の現れ」⁽²⁾「対外戦争における戦争プロパガンダ」⁽³⁾

であり「国権拡張のシンボル」⁽⁴⁾「近代日本帝国のアレゴリー」⁽⁵⁾「男尊女卑思想ゆえに選ばれた明治天皇の代理表象」⁽⁶⁾として解釈してきた。その一方で、キヨッソーネ神功皇后像は、描かれた身体や面差しが、それまで制作・流通していた絵馬や絵巻物などに登場する戦闘的な神功皇后イメージと重ならないことから、上述の解釈について異論が唱えられてきた⁽⁷⁾。

キヨッソーネに関する研究には多くの蓄積がある⁽⁸⁾。しかしながら、神功皇后札が文明開化の象徴として持て囃されたゲルマン紙幣の後継としてデザインされたことを踏まえ、同年代の海外紙幣の流通事情について言及した上で、神功皇后札を発注した側である印刷局内部の事情を取り上げた先行研究は、管見の限り、見当たらなかった。紙幣が売買円滑化ツール以外にも政治表象としての側面を持つ以上「様々な人と場が織りなす権力の網目の中で、何らかの意図を持って構築され受容される社会的存在」⁽⁹⁾として、制作者であるキヨッソーネのみならず、神功皇后札を構想し制作を依頼した印刷局局長・得能良介【図 2】についても、その人柄や立場・思想、当時の時代背景などを考慮して、神功皇后札ならびにキヨッソーネ神功皇后像の再解釈を行



【図 1 改造紙幣・神功皇后札 壹圓 1881 年発行】



う必要があるのではないか。

そこで、本論文では、依頼主に該当する印刷局局长・得能良介の経歴や思想、功績などをまとめた上

【図2 得能良介肖像写真】で、明治日本の貨幣経済において神功皇后札がどのような立ち位置を占めるのかについて、また、1877（明治10）年以降の肖像をめぐる言説から読み取れる情報の整理を試みる。その上で「かくて、発行せられし紙幣は、実に君（得能良介）が一生の心血を注ぎたる熱誠の結晶なり」⁽¹⁰⁾と語られるほどの逸品にキヨッソーネ神功皇后像が登場した理由と同時代の海外紙幣事情を関連させ、神功皇后札が「三韓征伐」イデオロギーを体現するべく制作された視覚イメージであったのかを問いつつ、その政治的な表象の内実を明らかにすることを目的としている。

第一章 印刷局初代長官・得能良介

ここでは、日本の製紙事業や印刷事業の分野において多大な貢献をなし、紙幣国産化に向けて尽力した人物であり、神功皇后札を自らの最高傑作であると述懐した印刷局初代長官・得能良介の経歴・交友関係、そして人柄について『得能良介君傳』の記述を中心にまとめた。この『得能良介君傳』は、得能の死後に、初代長官である得能の事跡を顕彰するために印刷局によって発行されたものであり、得能の部下や上

司たちによる得能評の他、薩摩藩時代からの得能良介の生涯の業績を取りまとめており、過大な評価はあるものの信頼に足る資料である。

1. 得能良介の経歴

得能良介は1825（文政8）年生まれの薩摩藩士であり、島津斉彬・島津久光の側近として活躍した。薩摩藩においては久保利通・西郷隆盛らに並ぶ明治維新の影の功労者であったが、表立たず、維新後しばらくは郷里で隠遁生活を送っていたものの、久保の誘いを受けて、明治政府の一員となる。

1870（明治3）年4月、久保利通の推挙で民部大丞に任じられ、同年11月大蔵省権大丞となる。1871（明治4）年7月に出納正、8月に出納頭となり国家出納を掌握したが、1872（明治5）年5月、出納帳簿の様式改正をめぐり渋沢栄一と衝突、庁内で暴力を振るった咎で一度免官される。同年8月には司法省に採用され、権大検事・司法少丞を歴任、1875（明治7）年1月に大蔵省に復帰して、紙幣頭に就任した。そして、組織改正により、1877（明治10）年1月に紙幣局長、同年の12月からは印刷局長として、1883（明治16）年に59歳で印刷局官舎にて死去するまで、一貫して印刷局の創業に携わり続けた。

紙幣・証書・印紙・文書などの印刷業務、工場経営規則などの制定、外国人傭聘による技術者の養成、印刷・抄紙工場の建設などを推し進め、優秀な国産紙幣の製造および紙幣贋造防止のために尽力した。また、

日本で初めて女工が官営工場で働くことを許可した人物としても語られている。印刷局の主要事業は紙幣の製造に携わる印刷工場であったものの、それ以外にも幅広い事業に手を伸ばしていた。御雇い外国人たちから貪欲に知識を吸収し、一見したところ、紙幣製造には関わりのない分野（石鹼・のり、塗料から化学薬品）に至るまで、様々なジャンルに手を伸ばして、明治日本の工業発展に貢献した。得能は、ややワンマンの気質が強かったものの、部下の上申をよく聞き届け、人情に厚く面倒見のいい人物であったため、広く職員たちの信望を集めていたと記録には残されている。

2. 得能良介の交友関係

得能は大久保利通の説得と推薦を受けて明治政府の一員となり、大久保に働きかけて朝議の席で紙幣の肖像の案件について場を設けられ、西南戦争勃発の知らせが東京にまで届いた当日に得能のために大久保が時間を割いて直接報告を受けていたなどの逸話が残されているように、二人は非常に親しい間柄であった。大久保の後継にあたる大蔵卿・大隈重信や松方正義も、得能良介に敬意を払っており、印刷局に関わる一切を得能に一任していたことを語っている。彼らはそれぞれ得能が職務に忠実で私欲をかけらも見せない人柄であったことを高く評価し、得能が何かを依頼してきた時には「得能さんのいうことだから」と反対することなく、その頼みを聞いていたことを『得能良介君傳』にて明かしている。

上述の通り、大久保をはじめに、大隈や

松方正義をはじめとする政府高官たちが一貫して、紙幣の発案やその製造に関わる事柄を得能の裁量に任せていた。得能良介本人もワンマン気質であったことから、神功皇后札とは印刷局局長であった得能良介の意向が強く働いていた代物であったと推測できる。

3. 得能良介の言動と人柄

紙幣の製造について、日本の技術が未熟なばかりに海外に委託していることを慨嘆し、このまま海外委託を続けることの危険性を憂いていたとの発言が得能の業績を記した書籍には度々登場しているように⁽¹¹⁾、欧米列強に対して強い対抗意識を持ち合わせた人物であった。印刷機械を購入した際に日本人の誰もがその設置方法を知らなかったがために、外国人を高額で雇い入れて教授することが検討されていたが、得能の指示で日本人の手だけでやり遂げさせた⁽¹²⁾。常に「どのようなものであれ、人工製品である以上は、人の手で作れるものである」と宣言していたこと⁽¹³⁾、西洋文明に対するコンプレックスから舶来品であるならば何であれ上質であると見なされていた時期に、和紙の丈夫さに着目して日本の製紙技術を紙幣に用いることを敢行させたことなどが⁽¹⁴⁾、その例として挙げられている。

1874（明治7）年の着任から、得能の大望は「政府をして再び紙幣の製造を外国に注文せしめず」であり、着任以後の彼の奮闘はその一点に収束していると評しても過言ではなかった。1877（明治10）年になるまでに、郵便切手や地券・金禄公債証書な

どの優れた国産印刷の実例を世に示し「慥に外国製に劣らざる紙幣を製造し得る十分の自信を得るに」⁽¹⁵⁾ 至ったという記述は、この頃には日本の印刷技術が海外にも引けを取らないレベルにまで引き上げられたことを示す証言であったと読み取れる。この他、アーネスト・フェノロサの活動以前から、国内から次々と名品と称される美術品や工芸品が流出していく状況を憂えたキヨッソーネの提言を受け、1879（明治12）年に、国内に残されている古美術の詳細な記録を後世に伝えるための一大プロジェクトを敢行し、その成果としてフルカラー印刷の画集『国華余芳』を出版している。

こうした記述から、得能良介が一度決めた物事に対して、有言実行を貫く気質であり、妥協を良しとしない気性であったこと、その行動力・実行力、紙幣国産化にかける情熱と執念が並大抵の代物ではなかったことが伺える。であれば、そのような人物が最初から妥協ありきで神功皇后を明治天皇の代理表象として選ぶのだろうか。また、彼の日常における些細なことまで『得能良介君傳』に記録されていたのに対し、上記に関する得能の言動や奮闘を物語るような逸話や明治天皇の肖像を紙幣に使用できなかったことへの心残りなどは管見の限り確認できなかった。そのため、得能自身としては当初の予定通りに神功皇后の肖像を紙幣に用いることに躊躇がなかったので、後述する工場建築時に代表される熱意あふれる言動が紙幣肖像に関する一件で見られなかったのではないかと考えられる。

第二章 神功皇后札発行に至るまでの経緯

本章では、日本貨幣経済の抱えていた問題を取り上げ、国産化紙幣の必要性がどのような文脈で語られ、幕藩体制と明治近代国家を区別化する際に紙幣の果たした役割について紹介した上で、神功皇后札が実際に発行されるまでにどのような言説が取り交わされたのかについて取りまとめた。

1. 神功皇后札流通に至るまでの流れ

幕藩時代の貨幣は明治政府樹立後も依然として流通していたのだが、そこに太政官札をはじめとする明治政府が発行した通貨が戦費調達のために大量に投じられた結果、日本の貨幣経済はさらに乱雑化していった。そんな日本経済の混乱に拍車をかけたのが、全国共通貨幣であった官札をターゲットとする国内外を問わない偽造通貨の横行である。したがって、明治の新政府には旧来の悪印象を払拭するだけの高水準の印刷技術が用いられた信用のおける紙幣を発行することが必然的に求められていくようになる。そうした現状を打破するために伊藤博文の発案によって1871（明治4）年に設立されたのが、後年の印刷局の源流となる「紙幣司（紙幣寮）」であった。とはいえ、設立当初の紙幣寮の主な役割は下記の通りである。

本寮は紙幣公債証書書類を発行するの順序及之を償還する方法を審かにし紙幣流通の状況を調査し新旧紙幣交換

の事務及既に発行せる公債証書を買収し其額を現札し其利息を支弁し証券発行会社の検査及証券の偽造予防敗毀紙幣の焼却等に関する一切の事務を掌握せり⁽¹⁶⁾

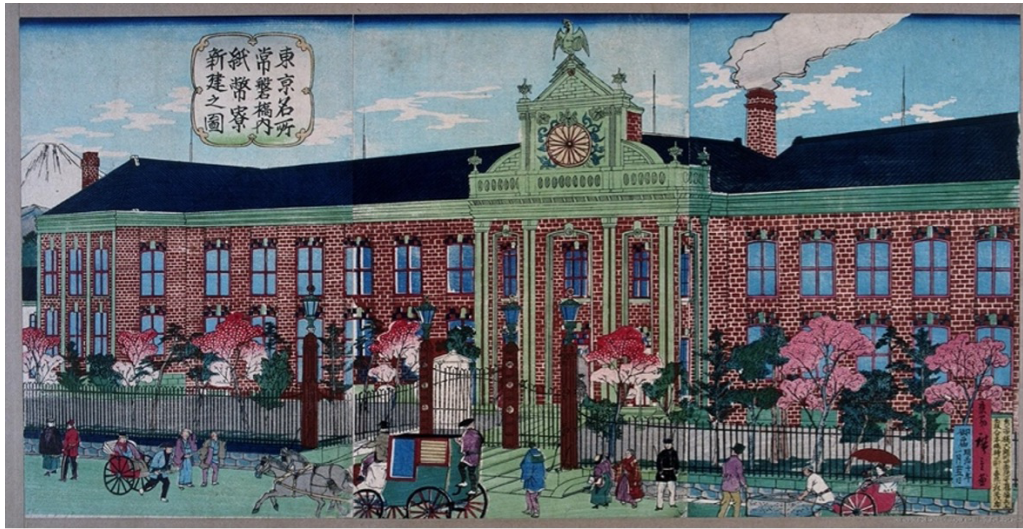
ここにあるように既に発行された流通紙幣や公債証書の管理、調査などが業務の対象であって、製造・発行などは、紙幣寮の管轄外であった。そのため、1868（明治元）年から1871（明治4）年にかけての期間に紙幣寮を通すことなく、ドイツのドンドルフ・ナウマン社には「新紙幣（俗称・ゲルマン紙幣）」が、アメリカのコンチネンタル・バンクノート社には「銀行紙幣（俗称・アメリカ札）」が、それぞれ紙幣寮を経由せずに発注されている。

1872（明治5）年に、待望の新紙幣となるゲルマン紙幣が全国共通貨幣として流通を開始した。この紙幣は黄ばんだ藩札に代表されるような旧式の紙幣とは外見からして明らかに異なっていた。これまでに見たことのない鮮やかな色彩と精緻な紋様の見事さに、目にした人々は揃って感嘆の声をあげ、文明開化の象徴として持て囃したと伝えられている。つまり、この時期の紙幣とは、新しい時代の幕開けを予感させる目に見える近代化の象徴であったのだ。

こうして、海外に製造を受託することで紙幣の贋札対策はひとまず決着が着いたものの、紙幣の製造を他国へ依存することは発注に莫大なコストがかかるほか、至急の用事に対応できないといったデメリットが存在していた。加えて、外国の印刷会社に紙幣の製造を依頼し続けることは、贋札防

止を目的とする機密保持の点において不安が生じ、紙幣発行を海外に依存するしかない有り様は、明治政府の目標とする近代的な独立国家として相応しくないものと考えられ、徐々に国内でも国産化紙幣を求める気運が高まっていった。1873（明治6）年まで、紙幣製造に関する明治政府内の意見は、このまま海外受託をよしとする派、国内で紙幣を製造するべきであると主張する派に分かれていたが、1874（明治7）年に薩摩藩出身の得能良介が紙幣頭に就任したことによって新たな展開を迎える。

紙幣頭に就任した得能良介は紙幣製造に関わる一切を一任される権利を申し出て受諾されて以降、紙幣国産化を目指して、キヨッソーネを含む近代印刷技術に精通した技術者たちを海外から次々と招聘していった。得能良介は1月に紙幣頭に就任するや否や、多額の出費に渋る政府首脳陣を説き伏せて、近代的な印刷機械の購入を政府に認めさせ、5月には「紙幣工場案」を作成し、「紙幣工場建設の儀」の上申書を提出している。政府は諸事情により⁽¹⁷⁾、得能の主張する西洋諸国の印刷工場に倣った近代的な工場設備の建設に対して消極的だった。だが、得能良介が新工場の完成に向けて何度も意見書を提出し、紙幣国産化の必要性を各方面に説き続けた結果、同年の12月に「新工場建設の儀」は認可されるに至った。1875（明治8）年5月には紙幣国産化の要となる印刷工場の建設が開始し、翌年の10月、アジア初となる近代印刷技術の粋を集めた新工場【図3】が完成した。この新工場は2階建の総煉瓦造りのルネサン



【図3 歌川広重《東京名所常磐橋内紙幣寮新建之図》1877年 貨幣博物館所蔵】

ス様式の建物であり、当時の東京名所の一つとして人気を博している。

1877（明治10）年、紙幣寮から「印刷局」へと改称し、現業官庁として得能良介率いる印刷局の面々がゲルマン紙幣に代わる日本初の国産紙幣（のちの神功皇后札）の製造に取り掛かろうとした矢先、西南戦争が勃発した。そのため、1878（明治11）年の2月17日にすでに改造紙幣の図案に関する具体案が提出されていたにもかかわらず、製造は延期される他なかった。西南戦争への巨額の軍事費用を賄うために多額の紙幣の増刷が必要とされながらも、国産紙幣の製造計画は着々と進められ、同年の10月に神功皇后札・一円原版が完成した。その後、五円・十円原版も完成し、ゲルマン紙幣と交換できるだけの必要量分の印刷を済ませ、1881（明治14）年2月に流通量の多い一円券から通用を開始していくのである⁽¹⁸⁾。

2. 肖像採択に至るまでの道のり

紙幣肖像に神功皇后の肖像が用いるか否かについて、当時の人々はどのような認識であったのか。ここでは、1877（明治10）

年2月17日の上申文「紙幣改造方法ノ儀ニ付伺」を最初に取り上げる。そこから時系列順に『大久保利通書簡』における1878（明治11）年2月8日の得能良介宛の書簡と『明治天皇記』の記述を参照し、最後に制作者であるキヨッソーネと依頼主である得能良介の見解の相違について言及する。

かねて購集の外国諸紙幣等を参考に、もっぱら贋造予防の方法を設け、別記の通り製造方法を取調べたが、彫刻の面で贋造予防上第一の要法は、写真彫刻に勝るものはなく、それ故外国の紙幣は、多くは国王の写真を彫込んである。よってこの際折角改造しても、第一の要法たる写真が欠けては、防贋の術も十分ではないので、雛形の表面右方にある楕円の中に写真を彫刻したのであるが、適当なものがない。しかるに皇国貨幣の濫觴は、上古のこと故はつきりとは分からぬが、日本紀中に神功皇后摂政の時に三韓から金銀を貢納するという明文もあるので、古書により古尊影を想像模写し、防贋の秘法を設け置きたいので、以上の次第を太政官へ上申願ひ度い⁽¹⁹⁾

紙幣局の最高責任者・得能良助紙幣頭による上申文によれば、紙幣局では海外で発行された紙幣を収集して調査した結果、贋札予防として海外では国家元首の写真を参考に肖像を彫ることが効果的だと判明した

が、明治天皇の写真として相応しい物がな
いたため、朝鮮半島より金銀を献上された神
功皇后の肖像画を使用するとまとめている
。その上申の後、大久保利通は得能へ以
下の内容の書簡を送っている⁽²⁰⁾。

紙幣面御寫眞のこと不採用の旨を通し
たるものなり⁽²¹⁾。

当時紙幣改造に際せるを以て印刷局長
たりし得能は新造紙幣に聖上の御写真
を掲載し奉らんことを利通に協る依り
て利通は是日閣僚に談せしに岩倉大
臣・大隈大蔵卿同意せさりしかは他に
考慮すべき旨を告げたるなり。

得能良介は親しい間柄であった大久保利
通の政治的な影響力を頼って⁽²²⁾、閣僚会
議の折に新しく製造される紙幣（改造紙幣、
ひいては神功皇后札を指す）に明治天皇の
写真を用いることを提案してもらったが⁽²³⁾、
岩倉具視や大隈重信の同意を得られな
かった。この時「ロシア帝国でも皇帝の写
真が通貨にない」と反対されたが、ロシア
帝国は1866（慶応2）年から、紙幣に歴代
皇帝の肖像を用いていた。ただし、その対
象となっていたのは、初代ツァーリ・ピョー
ートル1世やエカチェリーナ2世といった国
民的に人気の高い皇帝ばかりである。その
ため、大隈重信が「在位中の皇帝の写真が、
紙幣に使われていない」と反論した可能性
はあるが、1866（慶応2）年から76（明治9）
年までの期間に、50ルーブル紙幣【図4】に、
アレキサンドロス2世の肖像画が紙幣を
飾っているので正確な情報ではない⁽²⁴⁾。そ
のため、大隈の発言は硬貨の肖像の一件か



【図4 50ルーブル紙幣 1866年】

らも伺えるように天皇の肖像を通貨に用い
たくない政府側の拒否反応だと考えるべき
である⁽²⁵⁾。

神武天皇の画像を示したまひ、今次紙
幣を改造するに方り、大隈重信大蔵卿
是の聖影を紙幣に印刷せんことを奏し
て曰く、紙幣は貴重なり、故に西洋諸
国の例皆其の帝王の肖像を紙幣に現出
せり、方今我が国紙幣の価位低落して
止まらざるは、人民其の貴重なる所以
を知らざるに因る、故に此の神武天皇
聖影を現はして其の弊を救ふの一助と
為さんとすと⁽²⁶⁾

大久保利通の書簡によれば、大隈重信は
明治天皇の肖像画を通貨へと用いること
について反対の立場をとっていた。だが、
1880（明治13）年の上奏では、初代天皇で
ある神武天皇の肖像画を紙幣に載せること
を提案している。この上奏は儒学者・元田
永孚によって棄却されるが、この時に永孚
は神功皇后の尊影を（紙幣に）印刷するこ
とは1877（明治10）年に決定され、すで
に印刷を済ませたものがあるため良いと述
べている。

実際、神功皇后札一円券の原版は 1878（明治 11）年の段階で完成し、一年前の 1879（明治 12）年から印刷を行なっている最中であつたが、仮に上申が受諾された場合、どちらの天皇にせよ肖像画家としてキヨッソーネが選ばれたであろうことは、当時のキヨッソーネが印刷局の製造権を一手に掌握していたことから疑いようがない。何より、今日のキヨッソーネは明治年間の日本近代紙幣のデザイナー・製作者である以上に、1888（明治 21）年に制作された明治天皇の御真影の作者として知られ「キヨッソーネ自身が、明治天皇の肖像画を任されることを切望していた。そして、彼からその機会を奪いかねない若手の日本画家に嫉妬していた」というエピソードが残されるほどであったことから、印刷局局長であつた得能良介よりも、キヨッソーネの方が天皇の肖像を紙幣に登場させるべく熱心な働きかけを行なっていたのではないかと推測できる⁽²⁷⁾。

であれば、西南戦争によって予定を延期されることなく「紙幣改造方法ノ儀ニ付伺」の内容が遂行された場合、アジア初となる近代的な印刷工場よりゲルマン紙幣に代わって発行されることになったであろう改造紙幣に、明治天皇・神武天皇といった男性天皇ではなく、女性皇族である神功皇后の肖像を登場させることは、得能良介率いる印刷局側にとっては何も問題なかったのではないか。

第三章 欧米諸国における国家の女性 寓意像

神功皇后札とは外国産のゲルマン紙幣を凌駕して、新しい日本の文明開化の象徴となるべくしてデザインされた紙幣であつたと考えられる。であれば、肖像画には明治天皇ではなく神功皇后が選ばれるに足る必要性があつたのだとすればどこに起因するのか。そこで、同年代の欧米列強の紙幣にはどのような図像が描かれ、それらがどのように神功皇后札と結びついたのかについて検討する。

1. モデルとなった紙幣の収集手段とその時期

明治初期に外国の紙幣をまとめて収集し、最新の偽造防止手段を学ぶ最大の機会とは、1871（明治 4）年から 1873（明治 6）年までに欧米諸国に派遣された岩倉使節団にあつたと考えられる。そして、使節団が訪問したのは、アメリカ・イギリス・フランス・ベルギー・オランダ・ドイツ（旧プロイセン）・ロシア・デンマーク・スウェーデン・イタリア・オーストリア、そしてスイスの 12 カ国であつた。

『米欧回覧実記』では、使節団が上記 12 カ国の工業施設や文化施設を訪問した時の記録を確認できるが、銀行や造幣局・紙幣の印刷工場は必ず訪問先として使節団のスケジュールに組み込まれ、ひどく重要視されていた。なお、硬貨ではなく紙幣に人物の肖像を描くことが偽造防止に最適という考えは、岩倉使節団がヨーロッパを訪問した時点に取り入れた、当時最新鋭のアイデアであつた⁽²⁸⁾。

2. 西欧列強における紙幣の図案

そこで、世界の紙幣コレクター向けカタログに掲載されている⁽²⁹⁾、1870年から80年までに発行された紙幣の紙幣を調査した。なお、スイス・オランダは紙幣を発行しておらず、デンマーク・スウェーデンの紙幣には人物像がなかったため、調査対象から除外している。

このうち、男性の図案をメインに使用していたのは、ドイツ・ロシア・アメリカの3ヶ国の一部紙幣で、残り5ヶ国では天使や女神、国家を象徴する動物とセットで男性像が補助的に描かれていたことから、女性像をメインに描く方が国際的にもスタンダードな風潮であったと解る。この時、西欧列強の中でも上位に位置付けられるイギリスは女神ブリタニアを、フランスは女性寓意像・マリアンヌを主要な貨幣デザインとして利用している。

しかしながら、この期間に特定の個人として紙幣に登場している女性はロシア帝政時代の紙幣に描かれていたエカチェリーナ2世のみで、それ以外では、女神オーストリア、ブリタニア、マリアンヌ、マザー・ロシア、ゲルマニア、リタリアといった国土の擬人像の他、ギリシャ・ローマ神話に登場するアテナ・セレス、豊穡・大地・勝利の概念を体現する女性寓意像ばかりであった⁽³¹⁾。

3. 国家の寓意像

1世紀の段階から、ローマ帝国の皇帝によって鑄造された貨幣に征服した土地や属国を「裸体の女」⁽³²⁾として表象する文化

があった。しかし、古代においては屈辱の証であったはずの捕囚の女神は、18世紀からのロマン主義の流行と合わせて列国の古代ローマ的出自を証明し、植民地への優越性を示す自国の表象へと変容していく⁽³³⁾。それこそ、共和国として再出発したフランスにおいてはフリギュア帽を被ったマリアンヌ⁽³⁴⁾、独立当初のアメリカのような新興国の場合であっても松明を掲げる自由の女神（あるいはアメリカ大陸を擬人化した女神コロンビア）として表現されたように、国家の擬人像は新たな国民国家概念のシンボルとして創出され⁽³⁵⁾、浸透していったのである。

複雑な現実を切り捨てて単純化された国家表象が人々の帰属意識を高め、一致団結させるのに有効な手段であることは、これまでの図像研究の蓄積が証明してくれるが⁽³⁶⁾、無数に創造された国家シンボルの中でも、紙幣に描かれた女性像は極めて人気のある表象であった。しかしながら、西洋文明において国家シンボルとして女性寓意像や国土の擬人像が受け入れられたのは、もともとローマ文化やキリスト教文化を通じて何らかの概念を表す寓意像とそれを理解するための知識が図像学として体系化されて、現地の人々の間で長らく共有されていたという背景があって成立したものであり⁽³⁷⁾、当然ながらそれをそのまま明治日本へと取り入れることは困難であった。

4. 女神・神功皇后の新生

世界的な規模での紙幣事情を鑑みた時、ロマン主義の影響でラテン語読みの名前を

持つ国家の擬人像たる女神たちが、欧米列強の紙幣には華やかに登場していた。女神像の載せられた紙幣は流通圏内で暮らす人々の国家への帰属意識を深め、国民として団結させるために用いられた。ただし、硬貨の方が特定の個人を示す肖像を載せる媒体として相応しい歴史と伝統を持ち、特定の個人が登場する紙幣はアメリカ・ロシアだけに限定されていたため、印刷局ならびに得能良介は存命の権力者よりも諸外国の流行に倣って女神像を選ぶことにしたと考えられる。

とはいえ、明治の日本にはギリシャ・ローマ神話の女神たちも、図像学の知識とそれを理解できるだけの下地も存在していなかったため、西洋の伝統的なやり方を踏襲しつつも応用する必要があった⁽³⁸⁾。そこで、記紀神話に登場する女性たちの中から、最も知名度と人気が高く⁽³⁹⁾、女神としても信仰されていた神功皇后が『仮面にせよ』『保護色として』『せめて風俗だけでも』欧風化、キリスト教化が必要⁽⁴⁰⁾としていた時期に前述の女性像に比肩する存在として選出されたのだと考えられる。

【図5 女神ブリタニア 1877年
5ポンド紙幣拡大図】



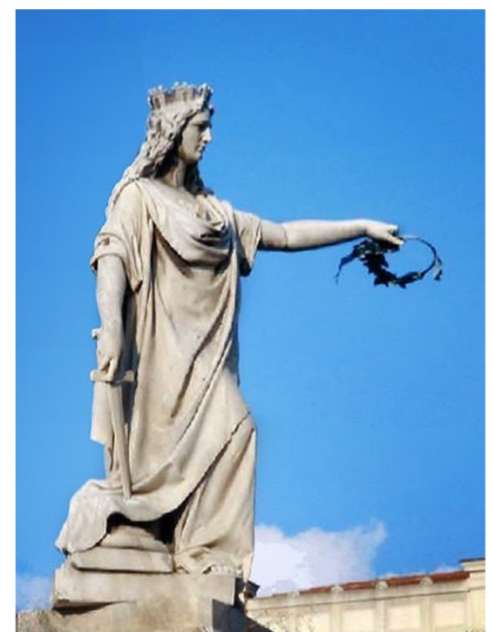
しかしながら、起業公債に描かれたキヨッソーネ神功皇后像からも伺えるように、いくら神功皇后という人物自体が「三韓征伐」を想

起させるにせよ⁽⁴¹⁾、あまりにも非戦闘的なため従来の視覚イメージと合致しない。イギリスのブリタニア【図5】は海洋大国である証拠としてトライデ



【図6 ゲルマニア 1910年
ドイツ100マルク紙幣】

ントを手にし⁽⁴²⁾、盾を側に置いた姿で表現され、ドイツのゲルマニア【図6】はカール大帝の剣を携え、イタリアのリタリア【図7】（あるいはトゥリッ



【図7 レッジョ・ディ・カラブリア
のイタリア広場 リタリア彫像】

タ）に至っては城塞冠に⁽⁴³⁾、正義を象徴する天秤と剣を手にしている。このように、女性寓意像に武具を備えること自体は特段珍しいことではなかったにもかかわらず、徹底的に武装が排除された姿と女性的な身体の持ち主を神功皇后と称して登場させた理由について考慮する必要がある。

そこで考えられるのが、男女を問わずに異性装が禁止され、野蛮な行為とされた1872（明治5）年の違式誹違条例への配慮

1878（明治11）年に発行された起業公債は日本経済・産業の立て直しを目的に富裕層を対象に発行され、1881（明治14）年に神功皇后札が市場に出回るようになってから、数十年後の1904（明治37）年に、ニューヨークやロンドンで発売された軍事国債【図8】に再びキヨッソーネ神功皇后像が登場し、日露戦争の資金源になっていたことに着目したい。国土や人口・資金面で劣る明治日本が戦争を続けるためには、ロシア帝国に敵対する諸外国からの資金援助は必須であった。そして、日清戦争において「文明国日本 VS 前近代的な未開国・野蛮国の清」の構図が構築されたように、憲法も議会もなく言論の自由もない皇帝による専制国家であるロシア帝国が⁽⁴⁵⁾、未開国・野蛮国とされた一方、日本には憲法や議会があり⁽⁴⁶⁾、非戦論がマスメディアを通して発信される文明国であると主張する構図が展開された⁽⁴⁷⁾。さらに2年後、外国郵便物を送る際などに利用されている高額紙幣

つまり、当時最新鋭の技術と国際的な流行に則って製作された神功皇后札とキヨッソーネ神功皇后像は、欧米列強に匹敵する近代化を成し遂げた明治日本であることを示す文明開化のシンボルとして機能したからこそ、キヨッソーネの没後も、日本の近代化・国際化と密接に関連する印刷局刊行物に引き続き登場していったのではないか。こうした背景から、神功皇后札に代表されるキヨッソーネ神功皇后像は、従来の神功皇后に対する観念的な解釈に基づいて「三韓征伐」イデオロギーを体現し、対外戦争への野心を後押しすることを目的に制作されたとするよりも、従来のイメージから切り離された、欧米列強に比肩する文明国日本の象徴として誕生した表象であったと結論づけられる。その上で、キヨッソーネ神功皇后像が1881年から1945年に至る、

64 年間に渡って使用されてきた意味や経緯、また「三韓征伐」イデオロギーについて改めて考察することが次のテーマとして考えられるのである。

参考文献

1. メラニー・トレーデ「近代国家の象徴としての古代女神——紙幣における「神功皇后」の表象」『鹿島美術財団年報 23』鹿島美術財団 pp.327-338 2005
2. モーリス・アギュロン著 阿河雄二郎ほか訳『フランス共和国の肖像』ミネルヴァ書房 1989
3. リン・ハント編・筒井清忠訳『文化の新しい歴史学』岩波モダンブックス 2000
4. 飯田操『イギリスの表象』ミネルヴァ書房 2005
5. 印刷局『印刷局沿革録』印刷局 1903
6. 印刷局『得能良介君傳』印刷局 1921
7. 植村峻『紙幣肖像の近現代史』吉川弘文館 2015
8. 大久保田喬樹『日本文化論の系譜』中公新書 2003
9. 大蔵省印刷局『大蔵省印刷局百年史 第二巻』大蔵省印刷局 1972
10. 大蔵省印刷局『大蔵省印刷局百年史 第三巻』大蔵省印刷局 1974
11. 片野勸『明治 お雇い外国人とその弟子達』新人物往来社 2011 pp.158-169
12. 亀井若菜『表象としての美術、言説としての美術史』ブリュッケ 2003
13. 姜徳相編『錦絵の中の朝鮮と中国』岩波書店 2007
14. 宮内省『明治天皇紀 第二巻』吉川弘文館 1969
15. 宮内省『明治天皇紀 第三巻』吉川弘文館 1969
16. 宮内省『明治天皇紀 第四巻』吉川弘文館 1970
17. 宮内省『明治天皇紀 第五巻』吉川弘文館 1971
18. 久米邦武・水澤周訳『現代語訳 特命全権大使 米欧回覧実記 第五巻』慶応義塾大学出版株式会社 2005
19. 久米邦武・水澤周訳『現代語訳 特命全権大使 米欧回覧実記 普及版 第三巻』慶応義塾大学出版株式会社 2008
20. 塚本明「神功皇后伝説と近世日本の朝鮮観」『史林 第 79 巻 第 6 号』pp.1-33 1996
21. 日本史籍協会編『大久保利通文書 9』東京大学出版会 1983
22. 西川祐子編 長志珠絵「天子のジェンダー」『共同

研究 男性論』人文書院 1994

23. 原武史『皇后考』講談社 2015

24. 牧原憲夫「文明開化論」『岩波講座 日本通史 第 16 巻』岩波書店 1994

25. 村山隆拓「大日本帝國政府起業公債イメージ：公債に描かれた産業」『武蔵文化論叢 7』武蔵大学 pp.31-44 2007

26. 明治美術学会・財団法人印刷局朝陽会編『お雇い外国人 キョッソーネ研究』中央公論美術社・財団法人印刷局朝陽会 1999

27. 若桑みどり『皇后の肖像』筑摩書房 2001

註

- (1) キョッソーネ神功皇后像の公開順は 1878 年発行「大日本帝國政府起業公債五百円證書（文中にて起業公債と表記）」が先だが、事業の着手並びに原版が完成されたのは神功皇后札の方が早かったため、このように表記している。
- (2) 東野治之『貨幣の日本史』朝日新聞社、1997 年。
- (3) 姜徳相編『錦絵の中の朝鮮と中国』岩波書店、2007 年。
- (4) 塚本明「神功皇后伝説と近世日本の朝鮮観」『史林 第 79 巻 第 6 号』史学研究会、1996 年。
- (5) 牧原憲夫「文明開化論」『岩波講座 日本通史 第 16 巻』岩波書店、1994 年。
- (6) 若桑みどり『皇后の肖像 昭憲皇太后の表象と女性の国民化』筑摩書房、2001 年。
- (7) 村山隆拓「大日本帝國政府起業公債イメージ：公債に描かれた産業」『武蔵文化論叢 7』武蔵大学、2007 年。西川祐子編 長志珠絵「天子のジェンダー」『共同研究 男性論』人文書院 1994 年。原武史『皇后考』講談社 2015 年、他。
- (8) 植村峻『紙幣肖像の近現代史』吉川弘文館、2015 年。片野勸『明治 お雇い外国人とその弟子達』新人物往来社、2011 年、他。
- (9) 亀井若菜『表象としての美術、言説としての美術史』星雲社、2006 年、10 頁。
- (10) 印刷局編『得能良介君傳』印刷局、1921 年、468 頁。
- (11) 印刷局編『得能良介君傳』印刷局、1921 年、55 頁。
- (12) 印刷局編、同前、33 頁。
- (13) 印刷局編、同前、58 頁。
- (14) 印刷局編、同前、66 頁。
- (15) 印刷局編、同前、462 頁。

- (16) 印刷局編『印刷局沿革録』印刷局、1903年、2頁。
- (17) 多額の国家費用を費やしての岩倉使節団の派遣が行われた上に、征韓論者が政府離反したことで、各地に内乱が発生。鹿児島以西郷一派に対する政府側の警戒と予期される西郷の反乱鎮圧のための軍事費への不安。地租改正を受けて各地で農民一揆が頻出した、民権運動の勃興期であった、など。
- (18) 貨幣史研究に置いて神功皇后札は、最初はゲルマン紙幣の交換用とされたが、実際には国内の余剰不換紙幣の回収用の紙幣として利用されたことから、1885年の改造兌換銀券が出てくるまでの繋ぎであったと結論づけられている。
- (19) 1877（明治10）年2月17日の上申文「紙幣改造方法ノ儀ニ付伺」参照。
- (20) 日本史籍協会編『大久保利通文書9』、1929年、25頁。「得能良介への書簡 明治十一年二月十八日（大久保家蔵）」。
- (21) 本資料の引用に当たって、カタカナ表記をひらがな表記にしている。
- (22) 印刷局編『得能良介君傳』印刷局、1921年、93頁。
- (23) 書簡の日付が1878（明治11）年2月8日であるのに対し、神功皇后札一円券の原版完成は同年の10月18日である。
- (24) 1855年から81年に暗殺されるまで、皇帝として君臨していた。
- (25) 造幣局の御雇い外国人であったキンダーの提言として、硬貨に天皇の肖像を用いることが勧められ、却下されている。
- (26) 『明治天皇記 第五巻』明治十三年二月五日の記録より。
- (27) 紙幣・切手印刷研究家の植村峻も著書『紙幣肖像の近現代史』にて同様の考察を行なっている。
- (28) 久米邦武『米欧回覧記③』ベルリン市の記における記述参照。
- (29) George S. Cuhaj, *Standard Catalog of WORLD PAPER MONEY*, General Issues 1368-1960 (2014)。紙幣制度確立に向けて様々な紆余曲折があった時期であり、この期間に発行されていた紙幣の数はあまりにも大量であるため、一つの研究成果として通史的にまとまっているこのカタログを参照した。
- (30) 順番に、オーストリア、イギリス、フランス、ロシア、ドイツ、イタリアの国土の擬人像たる女神たち、あるいはそれに匹敵する女性シンボルである。
- (31) お札と切手の博物館「国民国家の象徴：神功皇后の図像をめぐる」『お札と切手の博物館ニュース vol.29』国立印刷局博物館、2011年。
- (32) 例として、ローマ帝国の版図として併合されたグレートブリテン島はブリタニア、今日のドイツに当たる地方一帯は地名のラテン語読みからゲルマニア、など。
- (33) 自国民に対しては古代ローマ帝国の末裔という伝統の古さを示す傍ら、海外領土に該当する植民地においては世界を征服する白人文明の権威としてアピールされていく
- (34) 古代ローマ時代に解放された奴隷が着用した帽子。自由を象徴するアトリビュート。
- (35) 新しく家族国家論を取り入れた結果、君主たちはそれまでの専制君主ではなく「よき父」の体現者となる必要に迫られ、自らの王朝を継続させるために、国民の敬愛と信頼を獲得する必要が生じていく。こうして国王を概念上の父とすることで、人種も出自も地域も違う人々でも、その支配下にある限り、子らは国民（臣民）としての繋がりを得ていく。国王が父となった一方、様々な媒体に描かれた女神が国民国家が守るべき国土であり、国家の母としてシンボライズされていった。
- (36) モーリス・アギュロン『フランス共和国の肖像』ミネルヴァ書房、1989年。リン・ハント編・筒井清忠訳『文化の新しい歴史学』岩波モダンブックス、2000年。飯田操『イギリスの表象』ミネルヴァ書房、2005年。
- (37) C・リーパの『イコノロギア』は印刷技術の発展に乘じ、著者本人が驚愕したほどの売り上げと伝播率を見せている。
- (38) 西洋の概念や思想を日本風に改めて使用する手法は、1877年の国立銀行紙幣・新券においても用いられている。
- (39) 神功皇后とその伝説をモチーフとした芸能作品や錦絵などの登場数、また原武史『皇后考』における、ゆかりのある地名調べの調査結果から、神功皇后が皇統出身者の中でも最も高い知名度を誇る人物であったことは疑いようがない。
- (40) 若桑みどり『皇后の肖像』筑摩書房、2001年。
- (41) メラニー・トレーデ「近代国家の象徴としての古代女神——紙幣における「神功皇后」の表象」『鹿

島美術財団年報』第 23 号、鹿島美術財団、327-338 頁、2005 年。

- (42) 先端が三つに分かれた三叉槍・三叉鉾の名称。海神・ポセイドンのアトリビュートとして描かれる。
- (43) 土地を支配する者を意味する冠の一種。大地の女神の系譜を受け継ぐ者は、これを冠った姿で描かれることが多い。
- (44) 大久保田喬樹『日本文化論の系譜』中公新書、2003 年。
- (45) 国際的には、ロシアは日本の遣欧使節が訪問し、紙幣も発行していたことから、日清戦争の頃から列強・文明国とされてはいた。けれども、義和団事件でのロシア兵による大虐殺から、ロシア兵士及びロシアという国家の残虐性が明らかになったため、日本国内において、ロシアを非文明国・野蛮国としてみなす風潮が強まり、そうしたロシア観が日露戦争時に一気に広まったことも影響しているものと思われる。
- (46) 帝国主義の時代、列強間で「未開国」(uncivilized country) を植民地にすることは認められていた。列強間の戦争の結果、勝った方はその権利を受け継ぐことができるが、特定の列強が一方的に権利を独占したり、他の列強の利権を侵害したりすることは抑制すべきであるとの、暗黙のルールが形成されていた。国際法の保護を受けられるのは列強などの「文明国」(civilized country) のみとの暗黙の合意もあった。隅谷三喜男『大日本帝国の試練 日本の歴史 22』中公文庫、1974 年。
- (47) 伊藤之雄『政党政治と天皇 日本の歴史 22』講談社、2002 年、70-71 頁の記述と前掲書を参照した。